

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和3年2月8日（月）

杉 並 区 議 会

目 次

第1回定例会におけるさらなる新型コロナウイルス感染症対策について	3
--	---

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和3年2月8日(月) 午後1時～午後1時14分
場 所	第3・4委員会室
出席理事 (7名)	理 事 大和田 伸 理 事 大 泉 やすまさ 理 事 渡 辺 富士雄 理 事 山 田 耕 平 理 事 太 田 哲 二 理 事 新 城 せつこ 理 事 藤 本 なおや
欠席理事	(なし)
理事以外の 出席議員	議 長 井 口 かづ子 副議長 島 田 敏 光
出席理事者	
事務局職員	事 務 局 長 渡 辺 幸 一 事務局次長 内 藤 友 行 庶 務 係 長 杉 本 稔 議 事 係 長 蓑 輪 悦 男 担 当 書 記 出 口 克 己

大和田理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《第1回定例会におけるさらなる新型コロナウイルス感染症対策について》

大和田理事 初めに、第1回定例会におけるさらなる新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

1月7日から始まった国による緊急事態宣言ですが、当初、1か月の予定で開始いたしました。その後、感染者数の増加や医療体制の逼迫等から、先日、さらに1か月の延長が発表され、都内におきましては、3月7日までに延長が決まったところであります。

この間、議長からの要請もあり、事務局にさらなる感染症対策について検討を進めるようお願いしておりました。このことに関して事務局から説明を受けたいと思いますので、お願いいたします。

議会事務局次長 新型コロナウイルス感染症対策として、これまで、手指消毒の励行、アクリル板の活用、本会議、委員会前の検温の実施、定足数に配慮した議員の間引きや理事者の間引きなどの各種対策を実施してきたところです。

資料1を御覧ください。先ほど委員長から御発言のありましたとおり、国による緊急事態宣言の延長が発表され、第1回定例会に向けて区議会及び区関係者への感染リスクが高まっていることから、議会機能を維持していくため、これまでの取組を継続しつつ、さらなる感染予防対策を実施していく趣旨から対策案を作成したものです。

これまでの取組に加え、さらなる感染対策として①から③を記してございます。①、議員及び理事者の議会棟への参集人数は可能な限り減員するよう努める。②、会議時間は、可能な限り短縮するよう努める。③、議員、理事者の対面会話の機会を可能な限り減らすよう努める。

2番目のこれを踏まえての具体策でございますが、(1)、予算特別委員会については分科会方式の実施を提案します。実施方法などは後ほど御説明させていただきます。

(2)、本会議、委員会の議員出席人数の調整では、これまで実施してきた本会議での代表・一般質問時に加え、区長の予算編成方針の説明の際も出席調整対象とすることや、予算特別委員会の各会派意見開陳時、採決前までは出席調整対象とする。

(3)、本会議、委員会での説明員精査では、各会議において、特別職も含め、説明員等の出席はさらなる精査を求める。予特分科会の質疑では、分担事項の所管課長以外の出席を要しないよう極力努める。

(4)、発言内容の精査では、代表・一般質問、議案等に対する質疑、討論の内容は可

能な限り精査するよう努める。

既に行われた他議員の質問、理事者の答弁等を把握し、可能な限り重複する質問、質疑は避けるよう努める。

(5)、対面会話の機会縮減では、質問等の事前ヒアリングを受ける場合は、メール送付を含め文書提出を基本とし、対面での会話の機会を極力減らす。

なお、会期については、予備日を見込み、当初予定の2月9日から3月17日までの予定。

大和田理事 続けて事務局から、今言及のありました予算特別委員会分科会に関する資料があるようですので、この説明を受けたいと思います。

それでは、事務局から併せて追加の説明をお願いします。

議会事務局次長 資料1の2枚目以降を御覧ください。2月1日の議会運営委員会で予算特別委員会の実施方法について確認をしたところですが、このたびの新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長を受けて、さらなる感染症予防対策として、先ほど提案した予算特別委員会分科会による実施方法（案）について御説明させていただきます。

初めに、1、分科会の構成等についてです。現在の常任委員会の所管及び委員構成を基に5つの分科会を設置し、当初予算の関係款・条例を分担事項として質疑を行う。

分科会の進行を務める分科会の会長、副会長職は、予特の委員長及び副委員長が全分科会に所属し兼任する。呼称は会長、副会長とする。

予特への付託議案が追加された場合は、改めて委員会を開催し、分担する分科会を決める。

資料1の3枚目の別紙「予算特別委員会分科会設置表（案）」を併せて御確認ください。

続いて、2、審査日程です。別紙「令和3年予算特別委員会日程（修正案）」を御確認ください。常任・特別委員会終了後、各分科会を3月3日から5日間開催し、午前10時開会、おおむね午後5時までに終了することを目途とする。

続いて、3、各分科会の運営方法についてです。(1)、常任委員会の運営方法に準ずる。

(2)、分担事項の予算款、条例を一括して質疑する。

(3)、分科会委員外発言は認め、質疑の時間は、通常の委員会運営と同様、答弁を含めおおむね15分以内とするが、質疑時間のみ積算し6分までは認める。

(4)、分科会委員外発言は、前日午後1時までに発言通告書を事務局に提出する。

(5)、委員会室の残時間表示は使用しない。

(6)、正副議長は所属分科会以外の分科会には出席を要しない。

(7)、分科会委員以外の議員は、控室での傍聴は必須としない。なお、LINE WORKSのビデオ通話機能を使用し、自宅等でライブ中継の視聴ができるよう準備を進めているところです。

最後に席次案をつけてございますが、常任委員会の並びと変わりはございません。

大和田理事 ただいまの説明のとおり、感染症対策案の提示がございました。

この際、意見等はございますか。

大泉理事 この間、事務局におかれましても、こういったさらなる感染症対策ということで、いろいろと資料もお作りいただきましてありがとうございます。

今回の予算特別委員会の分科会方式ということについては、私ども会派の中でもいろいろな意見は出てきたところです。今までの間引き運転で十分というような意見ももちろんありましたけれども、あくまでもこれは、委員会中に感染者が出ない、クラスターが発生しないという前提でのお話だなというところがありまして、我々として、特に令和3年度の予算は、コロナ対策も含め、大事な予算審議になりますから、だからこそ、途中でもし感染者が出たといったことの中で、区長の専決処分ということになってしまうようなことのないように、しっかりと審議する時間を取らなければいけない。そのしっかりとした審議というのが、通常の間引き運転形式であれば、それはもちろん我々にとっては一番かなうものであるかと思っておりますけれども、そういったリスク、危機感をどういうふうに示すかという意味でも、今回、この分科会という形式に関しては、我々としては受け入れざるを得ないだろうというのが会派の意見であり、そういった中でも、いろいろなやり方を検討いただいた中で、例えば委員外発言も認めているということですか、そういったことも含めて、我々もしっかりとした自覚を持って分科会形式の中で審議をしていくという姿勢でやっていくべきだと我々の会派としては考えております。

渡辺理事 まず1つは非常時であるという、緊急事態宣言が延長されて、確かにここ数日、若干の感染者数の低下はあろうと思いますが、いつどこで誰がかかってもおかしくない状況は依然としてあります。この辺を前提とした非常時の対応をしっかりと考えていく、通常ではない状況の中での判断が必要かと思っております。

そういう意味では、全体の感染症対策、時間短縮や参集人数の制限、また対面会話の機会を可能な限り減らしていく、この3つの要点をポイントにして議会の運営を、私も、議長、副議長から相談いただき、議運の委員長としっかりとこの辺の話をさせていただきました。安全に、なおかつ確実な形で議会を運営していく責任が我々にはあるので、そ

ういう意味からも、こういった内容を一つ一つ精査して着実に議会運営に反映していくことは重要だと思います。

もう一つ、分科会の話につきましても同様でございます。あくまでも緊急事態の中での判断でこれを進めていく、リスクを最小限にとどめていく、この辺の判断は、議会を運営する立場としてもしっかり前に進めなきゃならない。しかしながら、議員の権利であるところの発言の機会をしっかりと最低限担保していく、こういったことに留意しながらやっていくということで、我々区議会公明党としても、全体の感染症対策、そして分科会方式については進めるべきだと判断をしているところでございます。

山田理事 分科会の話が出ているわけですけども、確かに緊急事態宣言が延長されてしまったという状況で、特に当区議会でも議員の感染者も既に出ているということでもあり、今回に限って分科会方式を検討するということもあり得る選択肢なのかなとは考えているところです。

ただ一方で、常任委員会に委員を選出していない会派だったり少数会派の意見がしっかりと、質疑の時間などが確保されるということが必要なのかなと考えています。お示しいただいた案だと、その点では予特の質疑時間6分というのは担保されているということが確認できました。こういった点がクリアされていくということがまず第一なのかなと考えていますが、緊急事態宣言の動向をもう少し注視したい、また一定検討する時間もいただきたいとは考えているところです。

藤本理事 資料1の主旨の一番最初のところで「非常事態宣言」となっているんですが、これ、緊急事態宣言とどういうふうに使分けしているのかな。

議会事務局次長 すみません、誤りでございます。訂正させていただきます。

藤本理事 これはあくまでも緊急事態宣言の中での臨時的な議会对応ということ、この理事会の中でしっかりと、議運の中でもそうなんですが、確認をしていくということが大事だということは申し添えておきます。

新城理事 いのち・平和です。私たちも、今回の緊急事態宣言下での議会ということで、分科会方式もあり得るということで考えています。一番心配だったのが、少数会派あるいは先ほど山田理事からも出ましたが、私たちのように常任委員会に参加していない会派に対してはどうするかということが懸案だと思っていましたが、今回の提示されている中身からしますと、少数会派の6分も保障され、しかも回数も1回増えるということにおいては、しっかり保障対策が取られていると改めて感じています。今回のやり方も、先ほどありましたが、緊急事態宣言下の特殊な在り方ということで、そのように考えています。

大和田理事 そのほか御発言、よろしゅうございますか。――では、総じて、細かな点では確認を要する部分もあったかと存じますが、各会派、おおむね了承を得られそうな感触だったと思っております。

なお、予算特別委員会の分科会につきましては、先ほども一部御発言がありました、現時点におきましては感染症の動向に不確定な要素もあるかと存じますので、今後の動向を見ながら最終判断をするということでこの際よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

大和田理事 それでは、この件につきましては、後日の議会運営委員会に諮ることといたします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。――なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午後 1時14分 閉会)